

高山寺所蔵釋摩訶衍論論義草紙背文書

歴史研究室

高山寺（京都洛西櫻尾）には多数の聖教類が蔵されていることは著名である。その中第139函には聖教の断簡が多数収められているが、これまで未整理のままになっていたため、ひとまず応急の整理を行ったところ、紙背文書をもつ論義草かと認められるものの断簡が多数含まれていることが明らかとなった。その体裁には、袋綴装と巻子装の二種類があり、又料紙の寸法にも相違がある。しかしその筆跡は同じであり、しかもその本文は「問云々」とあって問答形式をとり、同じ性格の本と考えて差支えないようである。その中の一つには「釋摩訶衍論卷第十」の内題があり、又その表紙にも「第十」とあって、それらは体裁に相違はあるにせよ釋摩訶衍論の論義草と考えて差支えないのではないかろうか。なおその奥書は次の如くである。「建仁二年七月二十九日未時書了」

生年二十四 仏子祐覚本也」

又巻子装の中にも、（巻次未詳）

「建久七年丙辰正月二日巳時於五室房午時書了」

の奥書があり、これらはいずれも建久年間末頃から建仁二年頃の数年間にわたって、書かれたようである。

その紙背文书中には文治・建久・建仁等の年号のものも見えており、書写の時期に比較的近い頃の文書のようである。論義草紙背文書の数は少くないため、ここでは特に内容上注目すべきものを11点選んでここに紹介する。なお文書名の下の（ ）内の数字は、現在原本に付けられている整理番号である。

(1) には粉河寺の二月千手会のことが見えている。(3) の「尊勝院御房令補別當給て候へとも」とは、東大寺尊勝院弁暁が東大寺別當となつた時のことと建久10年のものであろう。雜賀庄は紀伊国海部郡にある。(4) の「当寺鎮守八幡」とは東大寺八幡宮のことである。又「大仏四天之御拝見大切候歟」とあるのは、復興なつた大仏を拝見することを薦めたもので興味深いものである。又(5) は伊賀国柘植庄関係のもので、大仏のことも見えている。(6) には「あけちのみたう（御堂）」修理の勧進のため、まず「國の守護のみたち」へ行って後、「國中の大名とのはら」以下に奉加を求めようとしたことが記されている。「あけちの御堂」所在の国名は詳かにしえなかつたが、国における勧進に際してまず守護のもとへ行ったということは、国内における守護の権威がいかに大きかつたかということをよく物語っている。守護はその国の国衙在庁に対する指揮権をもつていたが、その権威を籍りることは在庁以下有力領主層に対する勧進などを成功させる上においても重要なことであったようである。(7) には河内国貴志庄のことが見えている。(8) についてはなお文意の明瞭でないところがあるが、父親と娘婿との関係が見えている。又「夜田荘」はすでに鎌倉時代初期に罪科の一つとされていたことが知られる史料である。又(9)(10)(11) は替米、借米、借錢に関する史料の一つである。

(田中 稔)

うし候、尤といさゝかの御奉加の候□きに候
又みから一人してかなう□しく候しかば、ふ
り沢おんつかるに□うしつのて候しかば、け
た□□すり□□

(中欠)

八月九月

〔お□やうくきたつつかまつるへきよし□〕
〔ふひま□く候ひつるところに、おんつか□
もり沢くたり候はぬあた、たひ／＼さ□つ
かまつり候ひて、ことしかなはす候、みか□と
しまかりよりて候うゑに、もり沢お□使ひこ
かりくたり候はすは、かのものよく□つらに
くちうせ候ひなんすとおほえ候、□まゑてこ
よのとき御威のすゑをも□、このみたうを修
理つかまつり候はんと□し候ゆへに、もり沢
をんつかゐまかまり□たり候へかしと、おと
ふたまゑ候ニ候、□とおきあゐたにて候へ
は、諸事一一々くはしくまうし候はす候て、
後々日委□申候、恐々、

十二月六日 僧運西申文

進士預所殿御館

(7) 氏名未詳書状 (後欠) (四一—五)
御文委承給候了、又注文一通拝見仕候了、万
事故御房之御非常以後ハ、偏貴房恐候トモ、
師請上ニ、父母トモ愚昧いらせて候、阿闍梨
御房ニハ、御料飯ハカリニテコノ候、當國候天
白黒明候天、如形所ヲ沙汰仕候モ、偏貴房御
トクニ候也、後にともかとも貴房之ヲホシメ

(8) 僧某申文 (五十四)
(端裏充書)

一立行カムヨ五郎ト申候男ハ、去年ノ九月ニ
自身ハ不堪^シ身ニテ候ヘハ、コノ男ヲ可仕
御由候シカハ、ツホセチニモ召仕ワシマシ
候、然ニ立行所勞ノ者ニテ候ヘハ、万事ム
コラタノミテ田地分作^シ候、依之丁寧ニワ
ラヒヲホリ、田ヲ作養候處、藥王丸名一段
大之内、一段ハムコノ分ニ定候了、此月ニ
メヲサリ候時、ムコ井ムスマヲ出^シ候時、
件田ヲ返シ取ト相論仕候、然ニ仰^ヨ相待候ト
間、或ハ五郎房ヲ夜田カリタリト申、或ハ本
ノメヲウチクエフミテ候、一々ニ以外ノヒ
カコトニテ候、鼻三君ノモセトヨリ消息候、
コラム候ヘシ、當時ハ各御聞苦モ^シ候トテ、
鼻三君ヲモコシラヘテ候、稱ハ隨^シ候ハム
トテ置テ候、タヒ候ヘシ、鼻三君ハツヨク
申サロテ、各立行カ^シ煩可候歟、
一鏡持ハ土屋ノ具足ヒキハタラカサレ候ト^シ
奉返之由申候、敷板ハコホチテ候、持仏
堂ノキ曾木ヲコホチ可返之事ニ候ラ
梨御房御坐時たはんと仰候き、若虚言ヲ申候
ハ、仏神ノニクマレカフリ候ヘシ、貴房王^シ
房ハナチマイラセテ、禪聖御處分候マントハ
何人の候ニカ候ラム、不審候事也、善惡由
ヘキニ候す、貴房ノ御ハカラヒ候ヘシ、又今
二三日間令參候天、委細申上候ヘシ、又此明
音房候ヘシ、又弘田巧音分

(9) 惠光房状 (七一八)

惠光房ノ便ノ日記不給候之已前ニ、四石五斗
ノ供米ヲハ南宗カ米ニ四斗六升、山東ノ倉ノ
預カ不ル申先ニ六斗倉ニ留テ候、ソレモ今ニ
斗余ハ不足ト申候也、隨善登テ可沙汰仕事ニ
候、惠光房ノ借文ニ五斗立用、コレノ今度ノ日
記ニハ不注候、万穂カ替米、明慶カ替米、
手代ト皆如數記候了、其残ハ候也、小豆ノ四
斗下テ候也、謹言、

二月廿日 明慶上

(10) 僧徳米借文 (七一〇)

謹辞 借請米事

合壱石伍斗者

右件米、以來年夏季供米、可返納之狀如件、
建久三年十二月卅日 僧徳 □

(花押) ○11号ト同ジ

(11) 僧立珍米借文 (八一二)

右件米、以所下時可弁進之狀如右、
建仁二年五月六日 僧立珍

合伍斗者 參斗

謹辭 借請米事

〔惠光房三斗〕

(端裏書)

(花押) ○10号ト同ジ

下候歟、仰候故五斗借文入候也、
此料不候故如此申候、到來御米若一石之所

(1) 釋摩訶衍論義草紙背文書

(1) 僧隆西申文 (一一五)

(端裏充書)

〔切封〕

謹上 実敵御房まいる

僧隆西申文

廿日之比ニク
タリ候へキニ
粉河寺ノ二月千手会ノ舞ヲ、
テ候也、クハ
陽寿ニセサセ候ハヤト思給候、
シキ事陽寿申 如何幼少當初ヨリ觀音命助ニ
ヘシ

テ候、尤可然候ト思給候也、

可然候ハ、正月

御山も世間大事に候覽、□此陽寿をまいらせ
候こそ返々無心候へ、此石定法師か朝夕食物
不令持候、返々浅猿候、不及力候也、大事ハ
如形事ハ成して候か、餓死一定の事に候也、
万事計略盡て候也、御山へハ諸国より物の上
候へハ、諸事心にくゝ候、もし借物なと候は
ん時ハ、小分なりともたつねて可給候也、
見参之時如令申候、此小童ハ御心にあかせお
ひしまさゝらん、きはういかにも／＼御教訓
候て、学文をも行をもせよとラホせ候へく候、
フヤノコ、ロイカト不可思召候、アナカシ
コ／＼、又モシ三日ヤンナハセヲハシマシ
候ナゾヤ、入堂ヲ仕候ハ、ヤト思給候ニ、一
昨冬候ハム、一切糧料も候ハネハ、エヲモヒ
タチ候ハヌニ候仁事者、石定法師可令申候也、

十二月廿八日 僧隆西申文

(2) 僧円入貢上狀 (一一三)

貢上

僧円入
右進上如件

文治元年五月十三日

(3) 僧隆玄書状 (一一九)

(前欠)

(後欠)

大事ニ候者、日比を使人ニ可仰給候、十市庄
より可沙汰進候也、又来月御影供之比ハ、相
構天參せばやと思給候也、いそき思召事ならば、
其時まれ可申承候也、今月必々可令渡給候也、早々使人ニ委可仰給
候、

尊勝院御房令補別當給て候へとも、為隆玄別
慶賀なく候□下司目代と申ことは、雜賀庄の
上ニ副給て給へとも、無指得分候事□候へハ、
いかにても候なん、其間事も見参ニ申候へく
候、恐々謹言、

六月十八日

隆玄

〔切封〕

実敵御房 御返事

隆玄

十二月廿日

心阿弥陀仏(花押)

(4) 氏名未詳書状 (後欠) (一一〇)

かならず／＼ 此賢惠房上人ハこれニテより
此人しるし／＼ よく／＼さし 年來の知人ニ候、而依所勞參
て可令進給候、詣のしるし申語と被申候也、余
あなかしこ／＼ 人のをハさゝせたまはすと□
今月四日御消息鑑以拝見、不審之處、悅承候
了、參詣候事、今月中ハ旁指合候之間、不可叶候
也、常樂会之間、京下之人雜口見沙汰仕事候、
又自廿日當寺鎮守八幡春季御八講五ヶ日出仕
候之間、今月ハかた／＼恩々無極候也、可被
仰合事何事候哉、尤不審候、此月之月中ニ可
被仰之事仁天候者、白地ニ御退出候へかし、

(5) 心阿弥陀仏書状 (一一八・九)
〔懸紙充書〕

〔柘植御庄預所殿まいる 心阿弥陀仏上〕

今日たまはり候て明日可進上申候也、
わざと令申候、當御庄之所當不熟駄賀なんと
を訴候ひしあひた、いまに不令連上候、より
て令申候也、御領内したゞかに候はん馬十二
十疋ばかりたまはるへく候、駄賀かぎり候
ことに候、いそきたまはり候へきに候、かや
うの事を申候ハ、きやめてはかり候ことに
候へとん、且大仏のをんみやつかひおほし
めしてたまはるへく候、けむちむををろした
ふへく候、恐々謹言、

十二月廿日

心阿弥陀仏(花押)

(6) 僧運西申文 (一一〇・二二)

毎年の勤行とつかまつり候うゑに、ことしの
をんいりにやくしく百座并仁王経百部仁王
講百座勤行つかまつりて候、その巻数まいら
せあけ候、

その中ニ殊ニ申上候あけちのみたう修□
召候はぬあめた、无縁のひしりをすゝめ□、
奉加の帳をつくりて、國の守護みたちをはし
めまいらせ候ひて、國中の大名のとの□らを
すゝめまいらせ候へは、あけちのみたうの事
ニハ尤と、あつかり所とのゝ御奉加ある□し、
そのときにおの／＼はうかすへきよし、大名
のとのはらお□候、さりながらみたちは奉加
候、國中をあまねくすゝめ候はんか□めにま

且ハ大仏四天之御拝見大切候歟、伝馬なんと
も其方ニて